

## 愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、中小企業者等の省エネルギー対策を促進し、産業部門や民生業務部門の地球温暖化対策を推進するため、中小企業者等の行う省エネルギー対策に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体並びに同法第5条に規定する中小企業者をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 事業主体、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

### (補助事業の変更承認申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施計画に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ実施計画変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額及び事業の趣旨を変更しない軽微な変更については、こ

の限りでない。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第8条 補助事業者は、知事から求めのあったときは、別に指定する期日までに、遂行状況報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、額を確定の通知の日から20日以内とする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、請求を受けた日から30日以内に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第13条 前条の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 第4条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した補助事業者は、補助金の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第5条の規定による交付の決定(第7条の規定による変更の承認を含む。)の全部若しくは一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱及び規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき
- (3) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の場合において、すでに交付された補助金がある場合には、知事はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第2項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、管理台帳を作るなど善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を、処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

5 前項の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 必要があると認めるときは、補助事業者に対し、この補助金の経理について調査、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

別表 1 ( 第 3 条第 1 項関係 )

事業主体	愛媛県内に工場又は事業場を有する中小企業者等で 6 ヶ月以上継続して現事業を行っている者であって、県税の滞納がない者
補助対象事業	太陽光発電設備、省エネルギー冷暖房設備、LED等省エネルギー照明設備、二重サッシ等の遮熱設備、高遮熱性塗料等を 2 つ以上組み合わせて導入する事業又は地域において一体的に整備する事業及びこれらに付随する事業
補助率	補助対象経費の 3 分の 1 以内
補助金の額	100万円以上1,000万円以下 1,000円未満の端数を生じる場合は切り捨てるものとする。

同一の事業主体に交付できる補助金は、同一年度内 1 回を限度とする。

別表2（第3条第2項関係）

## 補助対象経費

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費	基本設計、実施設計に要する費用
		監理費	工事監理に要する費用
工事費	本工事費	（直接工事費）	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他の事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度愛媛県土木部が協議して決定した「愛媛県土木工事設計労務単価」を準用し、事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		（間接工事費）	
		共通仮設費	次の費用をいう。 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 準備、後片付け整地等に要する費用、 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 技術管理に要する費用、 交通の管理、安全施設に要する費用
現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、		

			消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。